

常総市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

常 総 市

目 次

第1章 総論	1
第1節 はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 取組の経緯	1
3 常総市の行動計画の作成	2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	5
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
5 対策推進のための役割分担	8
6 行動計画の主要6項目	9
7 発生段階	19
第2章 各段階における対策	20
第1節 未発生期	21
1) 想定状況等	21
2) 実施体制	21
3) サーベイランス・情報収集	22
4) 情報提供・共有	22
5) 予防・まん延防止	23
6) 医療	24
7) 市民生活及び経済の安定の確保	25
第2節 海外発生期	27
1) 想定状況等	27
2) 実施体制	27
3) サーベイランス・情報収集	27
4) 情報提供・共有	28
5) 予防・まん延防止	28
6) 医療	29
7) 市民生活及び経済の安定の確保	30
第3節 国内発生早期(県内未発生期)	32
1) 想定状況等	32
2) 実施体制	32
3) サーベイランス・情報収集	32
4) 情報提供・共有	33
5) 予防・まん延防止	33
6) 医療	35
7) 市民生活及び経済の安定の確保	36
第4節 県内発生早期	38
1) 想定状況	38

2)	実施体制	38
3)	サーベイランス・情報収集	38
4)	情報提供・共有	39
5)	予防・まん延防止	39
6)	医療	41
7)	市民生活及び経済の安定の確保	42
第5節	県内感染期	45
1)	想定状況	45
2)	実施体制	45
3)	サーベイランス・情報収集	45
4)	情報提供・共有	46
5)	予防・まん延防止	47
6)	医療	48
7)	市民生活及び経済の安定の確保	49
第6節	小康期	52
1)	想定状況	52
2)	実施体制	52
3)	サーベイランス・情報収集	52
4)	情報提供・共有	52
5)	予防・まん延防止	53
6)	医療等	53
7)	市民生活及び経済の安定の確保	53

第1章 総論

第1節 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 常総市の行動計画の作成

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年(2009年)5月に「常総市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。

このたび、政府は、特措法6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成25年(2013年)6月7日に作成した

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

本市は、特措法第8条に基づき、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年(2013年)6月)を踏まえ、「常総市新型インフルエンザ等対策等行動計画」(以下「本市行動計画」という。)を作成する。

本市の行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

本市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、本市の行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は適時適切に、市行動計画の改定を行うものとする。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

【目的】

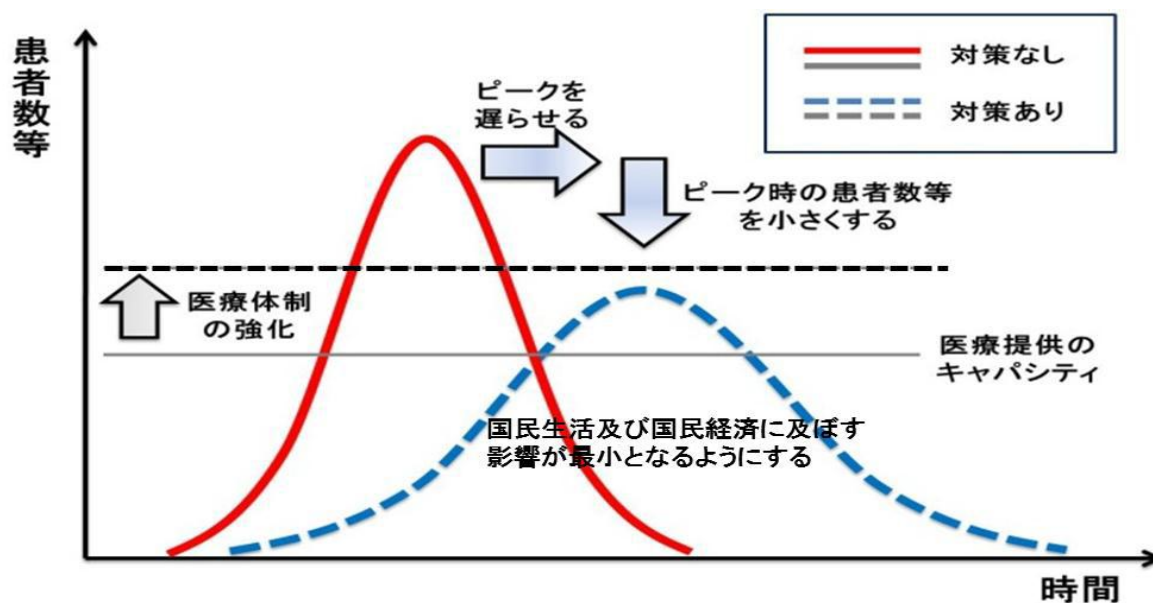
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、患者者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図 政府行動計画抜粋>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市の対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本行動計画においては、科学的知見及び本市の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「第2章 各段階における対策」において発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

○発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や行政・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

○なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第適切な対策

へと切り替えることとする。また状況の進展に応じて必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○国内で感染が拡大した段階では、国、県、本市、事業者等は相互に連携して医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張しいろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○ 事態によっては、県が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、市や医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本行動計画は、市としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び、県等の行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校興行場等の使用等制限等の要請がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

常総市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、政府対策、茨城県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて、市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生のも時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては政府及び茨城県行動計画で用いられているデータを参考とし、一つの例として次のように想定している。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は全国で約1,300万人～約2,500万人、茨城県で約31万人～約58万人、本市では約6,600人～12,400人と推計。

外来患者の試算 (全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合)

	常総市	茨城県
外来患者数	6,600人～12,400人 (中間値 8500人)	31万人～58万人 (中間値 40万人)
最大一日新規患者数	170人	8,000人

※ 常総市の人口を約 6.5 万人、茨城県を約 300 万人と仮定

入院患者数及び死亡者数については、中等度の場合では、入院患者数の上限は全国で約 53 万人茨城県で約 13,000 人、本市で約 282 人、死亡者数の上限は全国で約 17 万人、茨城県で約 4,000 人、本市で約 85 人と推計。重度の場合では、入院患者数の上限は全国で約 200 万人、茨城県で約 48,000 人、本市で約 1,020 人、死亡者数の上限は全国で約 64 万人、茨城県で約 15,000 人、本市で約 319 人となると推計。

入院患者数及び死亡者数の試算

	常総市		茨城県	
	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	282 人	1,020 人	13,000 人	48,000 人
死亡者数	85 人	319 人	4,000 人	15,000 人
最大一日入院患者数	約 60 人		約 3,000 人	

全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、一日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）、茨城県で2,300人と推計され、重度の場合、一日当たりの最大入院患者数は39.9万人茨城県で9,200人と推計。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き、最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら、順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。対策の実施に当たっては、国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関連機関と密接な連携を図る。また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3) 本市の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、本市において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。特に、本市の地域特性を勘案し、外国籍者、高齢者等へのきめ細やかな情報提供や的確な要援護者対策及び風評被害対策を実施するに当たり、新型インフルエンザ等発生前から県や近隣の市町、医療機関、きぬ医師会等関連機関と緊密な連携を図る。

4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めるこ

とが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（1）実施体制」、「（2）サーベイランス・情報収集」、「（3）情報提供・共有」、「（4）予防・まん延防止」、「（5）医療」、「（6）国（県）民生活及び国（県）民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本市行動計画においても、政府行動計画及び茨城県行動計画との整合性を確保し、上記6項目を主要な対策として位置づける。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は国、茨城県、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。本市の実施体制としては、常総市対策本部において対策方針を決定するとともに、関係部局の連携を確保し全庁一体となった取り組みを推進する。また、「新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、各発生段階に応じた行動計画の円滑な実施を図れるよう専門家の助言を得ることとする。

常総市対策本部組織体制

本部長	市長
副本部長	副市長・教育長・保健福祉部長
本部員	企画部長・総務部長・市民生活部長・産業労働部長・都市建設部長・石下支所長・会計管理者・議会事務局長・教育委員会教育部長・秘書広聴課長・安全安心課長 保健推進課長・常総地方広域消防本部水海道消防署長・茨城西南地方広域消防本部石下分署長 その他本部長が指名する職員

活動班構成

班	構 成	目 的
統 括 班	秘書広聴課・総務課・人事課・財政課・安全安心課・暮らしの窓口センター・保健推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部連絡会議の運営 ・行動計画対策マニュアルの策定・見直し ・関係機関との連絡調整 ・各班への指示・連絡 ・職員の健康管理 ・感染防御用品備蓄 ・新型インフルエンザ等対策
情報収集班	企画課・農政課・農業委員会事務局・会計課・議会事務局・監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の感染症発生動向調査の把握 ・各種関連情報の収集把握 ・異常鳥の情報収集把握 ・新型インフルエンザ等対策
広 報 班	情報政策課・子どもすくすく課 いきいき支援課・商工観光課・学校教育課・生涯学習課・指導課・学校給食センター・図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・予防対策の普及啓発 ・食品安全周知注意喚起 ・食料・飲料水の備蓄啓発 ・特定施設への対策 ・社会活動の自粛要請 ・学校事業所等への休業要請 ・新型インフルエンザ等対策

医療対策班	健康保険課・社会福祉課・介護 長寿課・市民協働課・税務課・ 収税課・スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・保健指導 ・医療機関との連絡調整 ・診断・治療体制等医療の確保 ・患者家族の健康管理 ・患者収容施設整備 ・市民組織との協働 ・市職員への特定接種(法第28条) ・住民への予防接種(法第46条) ・新型インフルエンザ等対策
ライフライン 対策班	市民課・生活環境課・安全安心 課・人権推進課道路課・建築課・ 都市整備課・産業拠点整備課・ 用地管理課・下水道課・水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場調整 ・独居高齢者障がい者等への生活物資支援 ・道路上下水道ごみ処理施設の維持 ・ライフライン確保のため関係機関への要請 ・新型インフルエンザ等対策

関連機関との連携

- ・医療体制の確保について連絡及び協議するために、茨城県医師会、きぬ医師会、感染症指定医療機関等の連携を図る。
- ・予防及び被害の最小化を図るために、茨城県との情報の共有及び連携を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国・県等と連携し、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、地方公共団体や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、県が行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス結果の情報を収集し、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

①情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

②情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。

特に、外国人への情報提供については、可能な限り多言語により提供していく。

③発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、本市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか医療機関事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④発生時における市民等への情報提供及び共有

i) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、海外発生期及び国内発生早期においては、保健所内に新型インフルエンザ等相談窓

口（以下「相談窓口」という。）を設置し、市民からの一般的な相談に対応する。国内感染期においては、別途コールセンターの設置を検討する。

さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

ii) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、市、国、県、指定(地方)公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。また、市民から寄せられる問い合わせに対応するため、総合的な窓口としてコールセンターを設置する。

⑤情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、市対策本部に情報収集担当を設置し、適時適切に情報を共有するための方策について検討する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

①予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

②主なまん延防止対策

個人における対策については国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともにマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感

染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等を行った場合は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか、海外で発生した際には、国等が行う水際対策に必要な協力を行う。

③予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があるが、いずれについても国が主体となって事業を進める。

なお、新感染症については発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ii) 特定接種

a 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(ア) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、特定接種については、その実施主体が国であり、接種対象者の範囲や実施順等に関する基本的な考え方は、政府行動計画に示されているとおりである。

b 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。本市職員等については、本市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

iii) 住民接種

a 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

なお、住民接種の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部が決定し、県、市に周知される。

<重症化死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方>

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②成人・若年者
 - ③小児
 - ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②高齢者
 - ③小児
 - ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②小児
 - ③高齢者
 - ④成人・若年者

<我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方>

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①小児
 - ②医学的ハイリスク者
 - ③成人・若年者
 - ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

＜重症化死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて国の将来を守ることに重点を置く考え方＞

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

(5) 医療

①医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には患者数の大幅な増大が予測されるが地域の医療資源（医療従事者病床数等）には制約があることから効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

②発生前における医療体制の整備

本市は県と連携し、保健所を中心として、市内の医師会、薬剤師会、医療機関消防等の関係者からなる常総市新型インフルエンザ等対策会議を開催し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備を推進に対し、必要に応じて協力する。

③発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、各地域に県は感染症指定医療機関及び公的医

療機関等を中心として「入院治療協力医療機関」を確保する。病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

また、医療従事者はマスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県は新型インフルエンザ等の感染を危惧する者からの電話相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、本市は、県が事前に行う活用計画の策定に必要なに応じて協力する。

また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、茨城県医師会・きぬ医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

（6）市民生活及び経済の安定の確保

①目的

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に市民生活及び経済への影響を最小限とできるよう、本市は、国や県、医療機関等の関連機関等と連携を図り、事前に準備を行うことが重要である。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや市内事業者に対し、職場における感染対策等の十分な事前準備を呼びかけていく。

②要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、本市が直接実施するなど、県と連携して総合的な調整を行う。さらには、保育所、老人福祉施設、障害福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から県及び関連団体と連携し、仕組み作りをすすめておく。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で県が判断することとされており、本市においては本市行動計画で定められた対策を国や県が定める6つの発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階（国・県・市）>

発生段階	国	県・市
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県・市内 発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的に追える状態	県内未発生期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県・市内 感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的に追えなくなった状態	県内感染期 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し低い水準でとどまっている状態	

第2章 各段階における対策

ここでは、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

第1節 未発生期

1) 想定状況等

【状況】

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- ・発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・新型インフルエンザ等はいつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず本市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

2) 実施体制

1 市が行うこと

(1) 行動計画の作成

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制整備及び国、県等との連携強化

- ①本市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために、市対策会議等を開催し、新型インフルエンザ等発生時の対応について協議し、整備する。
- ②本市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 指定（地方）公共機関が行うこと

(1) 業務計画の作成

指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から業務計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制整備及び連携強化

- ①指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、発生時に備えた対策を整備する。
- ②指定地方公共機関は、国、県、本市、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

3) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

厚生労働省等関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

- ・国際機関からの情報収集

WHO, OIE等, 国連食糧農業機関 (FAO) 等

- ・国内機関からの情報収集

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省検疫所（海外渡航者のため）：<http://www.forth.go.jp/>

国立感染症研究所感染症情報センター：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

外務省：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

茨城県保健予防課（いばらきの感染症情報）：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/kansen/idwr/index.html>

- ・その他の情報源からの情報

きぬ医師会

報道機関

(2) 通常のサーベイランス

①人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。

また、医療機関等において、ウイルスの性状(亜型や薬剤の体制等)を調査し、流行しているウイルスの性状を把握する。

②インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。

③学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 調査研究

①新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう国及び県等との連携等の体制整備を図る。

4) 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

①新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)体制整備等

コミュニケーションの体制整備として以下を行う。

- ①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする）や広報媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ②一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ③国、県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
さらにインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ④インフルエンザ相談窓口の常時設置に加え、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口、コールセンター等を設置、周知等の準備を進める。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 対策実施のための準備

①地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に、実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

②個人における対策の普及

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(2) 予防接種

①特定接種を行う事業者の登録

国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）に基づく、事業者に対して、登録作業に係る周知について、必要に応じて、協力する。

②接種体制の構築

i) 特定接種

国の要請を受け、本市職員等に対する集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。

ii) 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種するため、個別接種及び集団接種の体

- 制の構築を図る。また、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）を把握する。
- ・ワクチンの円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
 - ・国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに実施ができるよう、国、県、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(3) 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

2 学校・事業者が行うこと

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

学校・事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

6) 医療

1 市が行うこと

(1) 地域医療体制の整備

- ① 県と連携し、保健所を中心として、市内の医師会、薬剤師会、警察、消防等の関係者からなる市対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- ③ 県と連携し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備など院内感染対策等を進めるよう要請する。

(2) 市・県内感染期に備えた医療の確保

県と連携し、以下の点に留意して、院内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 県が行う「入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等の把握」に協力する。
- ② 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

- ③社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討に協力する。
- ④最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等、搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに必要な支援を行う。

(3) 手引き等の策定研修等

- ①国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策患者の移送等に関するものについての手引き等について、医療機関に周知する。
- ②国及び県等と連携しながら、医療従事者等に対し、県・市内発生を想定した研修や訓練を行う。

(4) 医療資器材の整備

必要となる医療資器材（个人防护具等）をあらかじめ備蓄・整備する。

(5) 検査体制の整備

県と連携し、衛生試験所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。

7) 市民生活及び経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 食料品生活必需品の備蓄等

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前準備を行う。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。

(3) 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。

(4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

2 指定（地方）公共機関が行うこと

(1) 業務計画の策定

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部業務の縮小について検討する等事前の準備を行う。その内容を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備等を行い、業務計画を策定する。

(2) 物資供給の体制整備

製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関は、国及び県の要請に基づき、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制を整備する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

3 登録事業者が行うこと

(1) 物資供給の体制整備

製造・販売、運送を行う登録事業者は、国及び県の要請に基づき、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制を整備する。

第2節 海外発生期

1) 想定状況等

【状況】

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

【目的】

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて相談医療体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・市内発生した場合には、早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集、体制を強化する。
- ・海外での発生状況について、注意喚起するとともに、市内発生に備え市内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

2) 実施体制

1 市が行うこと

- ① 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合は、市対策本部会議の設置を検討し、国等からの情報収集等を行う。
- ② 国が基本的な方針を変更した場合は、必要に応じ市内における対処方針を変更する。
- ③ 海外において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

3) サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1) 情報収集

国、県、関係機関等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 市内サーベイランスの強化等

- ①引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ②市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、国が行う全数把握の実施に協

力する。

③感染拡大を早期に探知するため、学校でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

2 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合は、届出を行う。

4) 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 情報提供

- ①市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を市民に対し、各種媒体を利用し、継続的にリアルタイムで情報提供を行う。
- ②市対策本部に広報対策担当を設置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報を行う。

(2) 情報共有

国、県、関係機関等と対策の理由、プロセス等の情報をメール等により共有する。

(3) 相談窓口等の設置

- ①市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国が作成したQ & A等を活用し、適切な情報提供を行う。
- ②市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、市民や関係機関が必要とする情報を把握し、次の情報提供に反映する。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 市内での感染防止対策の準備

国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

(2) 水際対策

- ①検疫所から通報のあった同乗者及び発生国からの入国者について、健康監視に協力する。
- ②新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するため、国及び県に協力する。

(3) 予防接種

①特定接種の実施

国と連携し、基本的対処方針を踏まえ、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。

②住民接種の準備

- i) 国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した

ときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。

- ii) 国の要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、集団的接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

(4) 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

2 登録事業者が行うこと

(1) 予防接種

特定接種の実施

登録事業者は、国の指示のもと、接種対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。

6) 医療

1 市が行うこと

市は県等からの要請に応じ、県が医療機関に関して行う下記対策に協力する。

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。

(2) 医療体制の整備

- ①発生国からの帰国者やその濃厚感染者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間、診断を行うための帰国者・接触者外来を整備する。
- ②帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が飛び込み受診する可能性もあるため、各医療機関に応じた院内感染対策を講じるよう、医師会等を通じて要請する。
- ③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、患者が症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④感染症指定医療機関等の対応病院に対して、新型インフルエンザ等を疑う者の受け入れの準備を要請する。
- ⑤新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について衛生研究所環境において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所に確認を依頼する。なお、その状況については、随時県に情報提供する。
- ⑥医療機関から個人防護具等、医療資材の不足に関する相談があった場合、必要に応じて市の備蓄分を医療機関に提供する。

(3) 帰国者・接触者相談センターの設置

- ①県は、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ②県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(4) 医療機関等への情報提供

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(5) 検査体制への協力

県は、衛生試験所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。

(6) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

国は県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を用い、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

2 医療機関が行うこと**(1) 医療体制の整備**

- ①帰国者・接触者外来を行うこととなっている医療機関は、県からの連絡に基づき、帰国者・接触者外来を設置する。
- ②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が飛び込み受診する可能性もあるため、各医療機関は、実状に応じた院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③帰国者・接触者外来を有する医療機関等は、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に連絡する。
- ④感染症指定医療機関等の入院対応病院は、県からの連絡により、患者の受入れ体制を整備する。

(2) 情報共有

医療機関は、国が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療従事者に迅速に周知する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

医療機関は、新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた患者の同居者や濃厚接触者、医療従事者らに対し、必要に応じて国及び県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

7) 市民生活及び経済の安定の確保**1 市が行うこと****(1) 事業者の対応**

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置

県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺

体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 感染性廃棄物の処理

家庭から排出される感染性廃棄物の処理が適切に行えるような体制を確保する。

2 指定（地方）公共機関が行うこと

指定（地方）公共機関等は，国及び県と連携し，事業継続に向けた準備等を行う。

3 登録事業者が行うこと

登録事業者は，事業継続に向けた必要な準備等を行う。

4 一般の事業者が行うこと

事業者は，従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。

第3節 国内発生早期(県内未発生期)

1) 想定状況等

【状況】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・茨城県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

【目的】

- ・県及び市内発生の備え、体制整備を図る。
- ・国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し、的確な情報提供を行う。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。政府対策本部が「緊急事態宣言」を行った場合は、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について、十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報を収集し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

2) 実施体制

1 市が行うこと

1) 本市対策本部の設置等

- ①政府対策本部及び県対策本部が設置され、国が「非常事態宣言」したときは、直ちに市対策本部を設置し、国等からの情報収集を行う。
- ②国及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、市対策会議を開催し、市内における対処方針を変更する。

緊急事態宣言がされている場合

県内を区域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置して対処方針を決定する。

3) サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1) 情報収集等

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、

ワクチンの有効性、安全性について、厚生労働省等を通じて、必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

- ①海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ②医療機関等に対して、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、県等に対して発生状況を迅速に報告する。また、国及び県からの情報提供した全国の発生状況により、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。
- ④新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

2 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合は、届出を行う。

4) 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 情報提供

- ①市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定、プロセス対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすくできる限りリアルタイムで情報提供する。
- ②市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施など）や感染が疑われまた患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関連機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、市民や関係機関が必要とする情報を把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用し、対策の方針等の情報を把握する。

(3) 相談窓口等の体制充実・強化

国が作成したQ&A等を活用し、国及び県と連携し、相談体制の充実、強化を図る。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 市内での感染拡大防止策の準備

- ①市内発生早期となった場合には、国及び県と連携し、感染症法に基づき患者への対応（治

療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請,健康観察等)などの措置を行う。

②国及び県と連携して,業界団体等を経由し又は直接,市内事業者等に対して次の要請を行う。

- ・市内事業所,福祉施設等に対し,マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける,時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また,事業所に対し,当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ,必要に応じて,学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに,学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し,利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

③国及び県と連携し,関係機関とともに,病院,高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における,感染対策を強化するよう要請する。

(2) 水際対策

国の水際対策が継続される場合は,引き続き協力する。また,病原性や感染力の状況等を踏まえ,合理性が認められなくなったと国が判断した場合には,その指示に従う。

(3) 予防接種体制

①特定接種

国と連携し,国の対処方針を踏まえ,新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し,本人の同意を得て,集団的な接種を基本として特定接種を行う。

②住民接種

国が決定した接種順位に係る基本的な考え方等に基づき,予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。また,接種の実施に当たり,国及び県と連携して,医療機関への委託による個別接種と保健所,保健センター・学校など公的施設を活用して集団接種を行う。原則として,市内に居住する者を対象に集団的な接種を行う。

③情報提供

市民に対して,ワクチンの種類,有効性,安全性,接種対象者や接種順位接種体制といった具体的な情報について,積極的に情報提供を行う。

緊急事態宣言の区域に指定されている場合

①市民への周知

- 外出自粛の要請に係る周知
- 施設の使用制限の要請に係る周知
- 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

②住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ,特措法46条の規定に基づき,予防接種法第6条第1項に規定する臨時予防接種を実施する。

2 登録事業者が行うこと

(1) 特定予防接種の実施

国及び県と連携し、接種対象者に対し、本人の同意を得て、集団的な接種を基本として特定接種を行う。

6) 医療

1 市が行うこと

(1) 医療体制等の整備

県と連携し、発生国からの帰国者やその濃厚感染者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を海外発生期に引き続き実施に協力する。

(2) 患者への対応等

- ・国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。
- ・国及び県と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等の患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定診断は重症者等必要な場合に限定して行う。
- ・国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、保健所医師等による抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3) 医療機関等への情報提供

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

国内感染期に備え、国及び県と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

2 医療機関が行うこと

(1) 医療の確保

医療機関は、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

緊急事態宣言がされている場合

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

緊急事態宣言がされている場合

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

7) 市民生活及び経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2) 市民・事業者への周知

市民に対し、食料品生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(3) 感染性廃棄物の処理

家庭から排出される感染性廃棄物の処理が適切に行える体制を確保する。

(4) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うとともに、県と連携し、広域火葬の準備を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(5) 水の安定供給

水道事業を継続するため、本市行動計画又は業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

生活及び経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

指定(地方)公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(2) 電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(3) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

①電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

②郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(4) 緊急物資の運送等

①輸送事業者である指定(地方)公共機関は、国及び県の要請等に、食料品等の緊急物資を輸送する。

②医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関は、国及び県の要請等により、医薬品又は医療機器を配送する。

4 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

5 市民が行うこと

市民は、市等からの呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として、適切な対応をとる。

緊急事態宣言がされている場合

市民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする市・国の呼びかけに応じる。

第4節 県内発生早期

1) 想定状況

【状況】

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

【目的】

- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。
- ・医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・国及び県から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・県・市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

2) 実施体制

1 市が行うこと

(1) 実施体制の強化

県・市内での新型インフルエンザ等患者の発生が確認された場合、国及び県の対処方針等を踏まえ、市対策本部において、今後の対策等を決定し、市民に周知する。

緊急事態宣言がされた場合

市対策本部を設置。（国内未発生期（県内未発生）の記載を参照）

3) サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1) 情報収集

国内未発生期（県内未発生期）に引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性、安全性について、厚生労働省等を通じて、必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

- ①国内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。

- ②医療機関等に対して、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、県等に対して発生状況を迅速に報告する。また、国及び県からの情報提供した全国の発生状況により、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。
- ④インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

(3) 調査

国及び県と連携し、市内に発生した患者について、初期段階には積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力潜伏期等の情報を収集する。

2 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合は、届出を行う。

4) 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 情報提供

- ①引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定、プロセス対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすくできる限りリアルタイムで情報提供する。
- ②市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施など）や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関連機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、市民や関係機関が必要とする情報を把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用し、情報共有の強化を図り、対策の方針迅速な伝達と地域の状況把握を行う。

(3) コールセンター等の相談窓口の体制充実・強化

国が作成したQ&A等を活用し、国及び県と連携し、コールセンター等の相談体制の充実、強化を図る。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 県・市内での感染防止対策

- ①県内発生早期となった場合には、国及び県と連携し、感染症に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請・健康観察等）等の措置を行う。
- ②国及び県と連携して業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して、次の要請を行う。
 - ・市民事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③国及び県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

（２）水際対策

国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照

（３）予防接種

①特定接種

国と連携し、国内未発生期に引き続き、国の対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、本人の同意を得て、集団的な接種を基本として特定接種を行う。

②住民接種

- ・パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位により接種を開始する。
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健センター・学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として本市に居住する者を対象に集団接種を行う。

③情報提供

市民に対して、特定予防接種の実施に関する情報（ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制）を積極的に提供する。

緊急事態宣言がされている場合

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

２ 登録事業者が行うこと

（１）予防接種の実施

- ・国及び県と連携し、特定予防接種対象者に対し、本人の同意を得て、集団的な接種を基本として特定接種を行う。
- ・市民に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を原則として、住民接種を行う。

3 市民が行うこと

(1) 感染予防

市及び県等からの情報を把握し、感染予防に留意する

(2) 住民予防接種

市からの情報を受け、予防接種を受ける。

6) 医療

1 市が行うこと

(1) 医療体制の整備

県と連携し、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制に協力する。また、患者等が増加してきた段階においては、国の要請により、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行を行う場合は、市民等へ周知する。

(2) 患者への対応等

- ①国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られている可能性が想定されていることから病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ②国及び県と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において、PCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等の確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階ではPCR検査等の確定検査は重症者等に行う。
- ③国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対して、保健所医師等による抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3) 医療機関等への情報提供

引き続き、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に情報提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

国及び県と連携し、国内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

2 医療機関が行うこと

(1) 医療の確保

医療機関は、引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

緊急事態宣言がされている場合

医療機関は、業務計画で定めるところより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

緊急事態宣言がされている場合

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

7) 市民生活及び経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品生活関連物資等の価格が高騰しないようまた買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(3) 感染性廃棄物の処理

家庭から排出される感染性廃棄物の処理が適切に行える体制を確保する。

(4) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うとともに、県と連携し、広域火葬の準備を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(3) 水の安定供給

市行動計画又は業務計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的に供給するために必要な措置を講ずる。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

2 指定(地方)公共機関が行うこと

指定(地方)公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(1) 業務の継続等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

(2) 電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(3) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(4) 緊急物資の運送等

①輸送事業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、食料品等の緊急物資を輸送する。

②医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、医薬品又は医療機器を配送する。

3 登録事業者が行うこと

事業継続に向けた必要な準備等を行う。

緊急事態宣言がされている場合

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

4 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

5 市民が行うこと

市民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として、適切な対応をとる。

第5節 県内感染期

1) 想定状況

【状況】

- ・県内において、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。感染拡大からまん延患者の減少に至る時期を含む。

【目的】

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

2) 実施体制

1 市が行うこと

国及び県の基本的対処方針を踏まえ、市の今後の対策を決定し、市民に県内感染期に入ったことを周知するとともに、関係機関との連携を強化し、対策を推進する。

緊急事態宣言がされている場合

- ・緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき速やかに市対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

3) サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の対策等について、引き続き、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

全国規模での患者数が数百人程度に増加した段階で、国がサーベイランスの変更をした時は、新型インフルエンザ等患者の全数把握については、県の指示に従い実施する。また、学校等における集団発生の把握については、通常のサーベイランスに戻す。

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

国内発生早期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者の全数把握を行う。

《県内感染期における対応》

国の指示を受け、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを行う。

国から情報提供される国内の発生状況を把握し、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

2 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合は、届出を行う。

4) 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 情報提供

- ①引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ②市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、状況に応じた医療や個人レベルでの感染対策を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供をする。
- ③市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報内容も踏まえて、市民や関連機関が必要としている情報を把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

国、県及び関係機関等と対策方針をインターネット等の活用により、情報を共有する。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 市内での感染拡大防止策

- ① 業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 国及び県と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

(2) 水際対策

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照。

(3) 予防接種

① 特定接種

国と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、本人の同意を得て、集団的な接種を基本として特定接種を行う。また、登録事業者が行う特定接種に協力する。

② 住民接種

国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合

・住民接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時予防接種を実施する。

・市民への周知

県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、市民への周知を行う。

2 登録事業者が行うこと

国及び県と連携し、特定予防接種対象者に対し、本人の同意を得て、集団的な接種を基本として特定接種を行う。

6) 医療

1 市が行うこと

市は、国、県がおこなう下記の対策に協力する。

(1) 患者への対応等

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

国の要請を受け、県は引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。国の要請または必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（診療所等）でも診療する体制に変更する。

《県内感染期における対応》

- ①国の要請を受け、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関（診療所等）でも新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に変更する。
- ②国の要請を受け、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③国の要請を受け、在宅で療養する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬のファクシミリによる処方箋の発行等について、国が示す対応方針を周知する。
- ④国の要請を受け、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(2) 医療機関等への情報提供

引き続き、国や県から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。

(3) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

2 医療機関が行うこと

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

医療機関は、国または市からの中止要請があるまで、引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

《県内感染期における対応》

原則として、一般の医療機関（診療所等）は、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

緊急事態宣言がされている場合

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療に必要な措置を講ずる。

3 指定（地方）公共機関が行なうこと

緊急事態宣言がされている場合

医薬品若しくは医療機器の製造販売業者，販売業者等である指定（地方）公共機関は，業務計画で定めるところにより，医薬品または医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

7) 市民生活及び経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 事業者の対応

市内の事業者に対し，従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(2) 市民・事業者への周知

市民に対し，食料品生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに，事業者に対しても食料品生活関連物資等の価格が高騰しないよう，また，買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(3) 感染性廃棄物の処理

家庭から排出される感染性廃棄物の処理が適切に行える体制を確保する。

(4) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え，一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(5) 水の安定供給

水道事業を継続するため，市行動計画又は業務計画に基づき，水を安定的に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) サービス水準に係る市民への周知

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め，市民に対してまん延した段階においてサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

①市民生活及び経済の安定のために，物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから，生活関連物資等の価格が高騰しないよう，また買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

②生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ，または生ずるおそれがあるときは，適切な措置を講ずる。

(8) 要援護者への生活支援

国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(9) 埋葬・火葬の特例等

- ①火葬場の火葬炉を可能な稼働させる。
- ②死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。
- ③遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

2 指定（地方）公共機関が行うこと

指定（地方）公共機関は、業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備等を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(1) 業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

(2) 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照。

(3) 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照。

(4) 運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照。

3 登録事業者が行うこと

国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

(1) 業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は、事業の継続を行う。

緊急事態宣言がされている場合

①登録事業者は、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

②登録事業者は、国による、事業の継続の状況や新型インフルエンザ等の従業員のり患状況等の確認に応じる。

4 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を行なう。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

5 市民が行うこと

市民は、市等からの呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として、適切な対応をとる。

緊急事態宣言がされている場合

市民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする市・国の呼びかけに応じる。

第6節 小康期

1) 想定状況

<p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行は一旦終息している状況。
<p>【目的】</p> <p>市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

2) 実施体制

1 市が行うこと

(1) 基本的対処方針等

①基本的対処方針の変更

国及び県の基本的対処方針を踏まえ、市の今後の対策を決定し、市民に小康期に入ったことを周知するとともに、対策を実施する。

②対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、本行動計画等の見直しを行う。

③対策本部の廃止

特措法に基づく緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

3) サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1)情報収集

引き続き、国及び県を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応等について、必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

①通常のサーベイランスを継続する。

②再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

4) 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1)情報提供

①引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波

発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

- ②市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

(3) コールセンター等の体制の縮小

国、県の状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

5) 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

6) 医療等

1 市が行うこと

(1) 医療体制

国、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

国が定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。

2 医療機関が行うこと

(1) 医療体制

医療機関は、県、市と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

緊急事態宣言がされている場合

医療機関は、国、県、市と連携し、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

7) 市民生活及び経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 市民・事業者への情報提供

利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備

える必要性を市民に情報提供する。

緊急事態宣言がされている場合

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、国内感染期に講じた緊急事態措置の縮小・中止する。

2 指定（地方）公共機関が行うこと

緊急事態宣言がされている場合

業務の再開

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、国のこれまでの被害状況等の確認を要請に応じるとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な準備を行う。

緊急事態措置の縮小・中止等

指定（地方）公共機関は、国と連携し、国内（県内）の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

3 登録事業者が行うこと

緊急事態宣言がされている場合

業務の再開

登録事業者は、国のこれまでの被害状況等の確認の要請に応じるとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な準備を行う。

4 一般の事業者が行うこと

(1) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように対応する。

緊急事態宣言がされている場合

業務の再開

事業者は、国等の周知に基づき、地域の状況を踏まえ、縮小・中止していた事業を再開する。

5 市民が行うこと

市民は、食料品、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動をとる。

用語解説

※アイウエオ順

○インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニターゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(A/ロシア型, A/香港型は、この亜型に属する。)

○家きん

鶏, あひる, うずら等, 家畜として飼養されている鳥。

なお, 家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として, 鶏, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関, 第一種感染症指定医療機関, 第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関 : 新感染症の所見がある者又は一類感染症, 二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関 : 一類感染症, 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二類感染症指定医療機関 : 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関 : 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○感染症病床

病床は, 医療法によって, 一般病床, 療養病床, 精神病床, 感染症病床, 結核病床に区別されている。感染症病床とは, 感染症法に規定する新感染症, 一類感染症, 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には, 一般の医療機関(内科・小児科等, 通常, 感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○コールセンター

新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問合せに対応する電話窓口。

○SARS

重症急性呼吸器症候群。

サーズコロナウイルスにより引き起こされる感染症、新型肺炎(非典型肺炎・中国肺炎)とも呼ばれた。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

○指定(地方)公共機関

法第二条第六号に規定する独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

○指定行政機関

第二条第四号の政令で定める機関で内閣府をはじめとする二十九省庁をいう。

○指定地方行政機関

第二条第五号の政令で定める機関で沖縄総合事務局をはじめとする三十省庁からの地方機関をいう。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患し

た死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

感染症の集団感染が発生した際に、その状況・動向・原因など集団感染の全体像を調査すること。感染予防法に基づいて保健所や国立感染症研究所などが行う。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路などを特定。感染症の拡大防止対策に役立てる。

○ソーシャルネットワークサービス（SNS）

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの事。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○登録事業者

医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。

○特定接種

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のこと。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒトヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○PCR（polymerase chain reaction:ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて、大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスで

あるため、逆転写酵素(reverse transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○PCR検査

PCR検査とは(ポリメラーゼ・リアクション)検査の略称で、ウイルスの遺伝子を大量にコピーする酵素のポリメラーゼの連鎖反応を利用した検査方法。ウイルスや最近の遺伝子を検出できるため、新型インフルエンザウイルスの確定診断に使用される。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥—ヒト感染の患者または、鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン。(現在はH5N1亜型を用いて製造)

常総市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

常総市 保健福祉部 保健推進課

〒303-0005

常総市水海道森下町4434番地2

電話 0297-23-3111